

慶弔見舞金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第55条にもとづき慶弔見舞金について定めたものである。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①結婚祝金
- ②出産祝金
- ③傷病見舞金
- ④災害見舞金
- ⑤死亡弔慰金

(適用範囲)

第3条 この規程は採用後1ヵ月以上経過した就業規則に定める常勤職員及び常勤の嘱託職員に準用し契約職員やパートタイマーは含めないものとする。

(支給日)

第4条 慶弔見舞金は、支給事由発生後すみやかに支給する。なお、職員は所定書式の「慶弔見舞金申請書」を記入して提出しなければならない。

(勤続年数の計算)

第5条 この規程における勤続年数の計算は、採用の日から支給事由発生日までとする。

第2章 結婚祝金

(結婚祝金)

第6条 職員が結婚したときは、次の区分により結婚祝金を支給する。

- ① 勤続5年未満 20,000円
- ② 勤続5年以上 30,000円

2 勤続満3年以上の職員の嫡出子が結婚したときには10,000円の祝金を支給する。

(双方職員の場合)

第7条 結婚の当事者双方が職員の場合、前条の祝金は各々に支給する。

第3章 出産祝金

(出産祝金)

第8条 職員及びその配偶者が出産したときは、申請にもとづき次のとおり出産祝金を支給する。

- ① 第一子 30,000円
- ② 第二子 30,000円
- ③ 第三子 30,000円
- ④ 第四子 50,000円
- ⑤ 第五子以降 100,000円

(死産の時)

第9条 死産の場合は、見舞金として前条の半額を支給する。

第4章 傷病見舞金

(業務上の傷病)

第10条 職員が業務上の傷病により7日以上休職をする場合、次の区分により傷病見舞金を支給する。

- ① 勤続3年未満 20,000円
- ② 勤続3年以上 30,000円

2 療養が長期に及ぶときには、理事会の決定により前項の金額を増額することがある。

(業務外の傷病)

第11条 職員が、私傷病により療養するために30日以上休職する場合、次の区分により傷病見舞金を支給する。

- ① 勤続3年未満 10,000円
- ② 勤続3年以上 15,000円

第5章 災害見舞金

(災害見舞金)

第12条 職員またはその扶養家族が、火災、風水害、地震その他天災地変による不慮の災害のため家屋、家財等に損害を被った場合は、次の区分により見舞金を支給する。

区 分		扶養家族と同居する本人		独 身 者 単身赴任者	別居している 扶養家族
		世帯主	非世帯主		
1	家屋全損 家財全損	100,000円	80,000円	40,000円	50,000円
2	家屋全損 家財半壊	80,000円	60,000円	30,000円	40,000円
3	家屋半壊 家財半壊	60,000円	40,000円	20,000円	30,000円
4	床上浸水 家財半壊	40,000円	20,000円	10,000円	20,000円

2 前項の災害により本人またはその家族が負傷した場合は、その状況に応じて見舞金を支給することがある。

(複数資格者がいる場合)

第13条 前条において同一世帯の職員が2人以上いるときは、年長者または世帯主に対して支給する。

第6章 死亡弔慰金

(本人弔慰金)

第14条 職員が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

- ① 勤続3年未満の者 100,000円
- ② 勤続3年以上10年未満の者 300,000円
- ③ 勤続10年以上の者 500,000円

2 葬儀の際には、法人名および理事長名の花輪または生花を供し、弔電を打つものとする。

(供物料)

第15条 職員または配偶者や扶養する子、父母などが死亡したときは、次の供物料を支給する。

- ① 本人 50,000円
- ② 配偶者 30,000円
- ③ 本人の両親 10,000円
- ④ 子 10,000円
- ⑤ その他の扶養家族 5,000円

2 本人が喪主の葬儀に際しては、法人名および理事長名の花輪または生花を供する。

3 同一の支給事由について2人以上の有資格者職員がいるときは、年長者または喪主に対して支給する。

4 パートタイマー職員の配偶者や扶養する子、父母などが死亡したとき及び利用者本人が死亡したときは、5,000円の供物料を支給する。

付 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。